

Title	明治十六年・参事院の刑法改正草案：明治法制史料拾遺(3)
Sub Title	A draft to amend penal act in the House of Councilors (1883)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.10 (1969. 10) ,p.59- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691015-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691015-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治十六年・参事院の刑法改正草案

明治法制史料拾遺(3)

手塚豊

ここに紹介する資料は、明治十五年刑法に対する参事院の改正草案二種類である。その一つは、十六年五月、参事院総会議に付された草案(以下、参事院総会議提出案と呼ぶ)、他の一つは、同会議にて修正加除され政府へ提出された草案(以下、参事院議決案と呼ぶ)である。原本は、前者が二十九頁の小冊子活字本、後者は太政官十行罫紙二十六枚の筆写本であり、いずれも井上毅の旧蔵書を収める「梧陰文庫」の所蔵本である<sup>(1)</sup>。

明治十五年一月一日から施行されたいいわゆる旧刑法(明治十三年七月十七日太政官布告第三六号)は、政府部内において施行当初からその改正が問題となつていたことは、夙に知られている。例えば、石井良助博士は次のように述べておられる<sup>(2)</sup>。

旧刑法は一八八二年(明治十五年)一月一日より施行されたが、司法省では施行後まもなく改正の必要を認め、改正案を作成し

て、太政官に呈上し、太政官また、これにもとづいて改正案を作成した。またポアソナードの改正案(五百七十六条)も一八八六年(明治十九年)以前にできあがつており、司法省の依頼で作つた旧刑法の注釈書にこれを収めている。

しかし、公刊されているポアソナードの改正案は別として、司法省の改正案あるいは太政官の改正案の全貌を公表した文献は、私の知る限りでは存在しない。ここに石井博士のいわゆる「太政官」の「改正案」すなわち参事院の改正案二種類を覆刻、発表する所以である。

明治十四年十月十二日、国会開設の詔が発せられ、こえて二十一日、太政官の職制改革が行われた。従来の太政官六部制(法制、會計、軍事、内務、司法、外務)は廃止され、法制部の職掌を継承してあらたに参事院が設けられた。それはフランスの conseil d'Etat の制に倣つたものといわれる<sup>(3)</sup>。

太政官に属する参事院(参事院章程第一條)の構成は、議長一人、副議長一人と無定員の議員、議員補、員外議員補、書記官、書記生で(参事院職制)、その事務は次の通りである(前掲章程第七條)。

第一 本院ノ発議ヲ以テシ又ハ内閣ノ命ニ因リ法律規則案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣ニ上申ス

第二 各省ヨリ上稟スル所ノ法律規則案ヲ審案シ意見ヲ具ヘ或ハ修正ヲ加ヘ内閣ニ上申ス

第三 元老院ニ於テ議決スル所ノ法案ヲ審査シ時宜ニ依リ意見書ヲ具ヘテ内閣ノ命ヲ請ヒ元老院ノ再議ヲ求ムルコトヲ得或ハ内閣ノ命ニ依リ本院ノ委員ヲ差シ元老院ト叶議スルコトヲ得

第四 院省使庁府県ヨリ上稟シタル諸般ノ文書ヲ内閣ヨリ下付スルトキハ意見ヲ具ヘテ上申ス

第五 各省ノ年報及諸般ノ報告ヲ勸査ス

そのほか、行政官と司法官あるいは地方議会と地方官の権限争議の審理もまたその職掌とした(同前第八條)。

本院には、その事務を分掌するため、内局、外務部、内務部、軍事部、財務部、司法部、法制部がおかれ、とくに法制部が「民法訴訟法商法刑法治罪法ノ事」を担当した(同前第十一條)。

本院の議事は、部会議と総会議とがあり、総会議にはすべての議員、議員補が参加、また、各省の書記官が兼任として出向していた員外議員補は「本職主任ノ件ニ限り」「議事ニ列席」した(同前第五條第十二條)。そして「法律」案は、かならず「総会議ニ付」され、会議を経た議案は「議長ノ名ヲ以テ内閣ニ上申」されたのである

(同前第十三條第十九條)。

このように、参事院は太政官内の強力な立法調査機関であると共に、行政裁判所の役割をも兼ねていたのである。初代議長は、参議伊藤博文が兼任し、副議長には田中不二麿が司法卿から転じて就任、議員、議員補には、元老院、太政官あるいは各省から俊秀があつめられた。当時、法律の改正が、太政官内において企画されるとすれば、それは当然に参事院の所管であつたわけである。

さて、旧刑法の場合は、その施行とほとんど時を同じくして改正の議が司法省で行われた<sup>(8)</sup>。法律改正を担当する第八局内で改正作業が行われたと思われるが、その事業を物語る資料は、残念ながらあたらな。したがつて、その作業に従事した人の氏名も不明である。また、その作業の結果である改正案も、前述したように発表されてはいない。ところが、井上毅の「梧陰文庫」の中に、このときの司法省草案と思われるもの三種類が所蔵されている。いずれも旧刑法の条文に訂正加除を施した形で印刷された活字本である。いま、その内容から、これらの草案の順序を推定して第一案、第二案、第三案と仮に呼ぶと、第一案には「十六年改正議ノ議案未定草案」、第二案には「十六年改正議ノ委員案 未付参事院」、第三案には「校了」とそれぞれ表紙に手記されているが、この第三案が司法省から太政官に上申された草案であつたと思われる<sup>(9)</sup>。

司法省改正案の最大の眼目は、当初、各種自由刑の大中な刑期の延長と財産刑の金額の増加であつた。第一案によると、有期徒刑の十二年から十五年(旧刑法第一七條)は十六年から二十年に、有期流

刑の十二年から十五年（同前第二〇条）は十六年から二十年に、重懲役の九年から十一年（同前第二二条）は十一年から十五年に、重禁獄の九年から十一年（同前第二三条）は十一年から十五年に、重輕禁錮の十一日から五年（同前第二四条）は十六日から七年に、罰金の二円以上（同前第二六条）は五円以上に、拘留の一日以上十日以下（同前第二八条）は一日以上十五日以下に、科料の五錢以上一円九十五錢以下（同前第二九条）は十錢以上十円以下に、それぞれ刑が重くなつてゐる。井上毅の書いた山県参議宛「刑法改正意見案」の一つに「刑法改正ニ付司法省意見数十条ニ有之候処其中最重要ナル者ハ刑期ノ増加ニ有之候以上十二年以上十五年以下ヲ十五年<sup>(11)</sup>あるのは、正に第一案の内容と符合する。この文書は「五月十四日」の日附があるが、年は明記されていない。私はそれを明治十五年と推定する<sup>(12)</sup>。すなわち、司法省の第一案は、明治十五年五月当時、すでに成稿してゐたものとみてよからう。

この第一案は、二回にわたつて修正され、第三案が、前にも述べたごとく内閣に上申されたと思われるが、その時期は明らかでない。また、その修正の過程において、各種自由刑の全般的な刑期の延長と、財産刑の全般的な増額はその影をひそめ、改正の重点は専らそのほかの逐条的な修正加除へと移つたのである。

司法省から改正案の上申をうけた内閣は、それを参事院へ下付して審議せしめたが、その下付の年月日も不明である。参事院では、法制部がその審案を担当し、部会議において数名の委員を選んで調査、修正を加え、それをさらに総会議に付したものとと思われる。調

査、修正に當つた人々の氏名は、参事院総会議提案の冒頭に、次のごとく記されてゐることから、これを伺うことができる<sup>(15)</sup>。

第三十三号総会議々案

刑法改正ノ件

刑法改正布告案別冊ノ通り調査致候此段報告候也

明治十六年五月十八日

議長	山県有朋	議員	井上	毅
副議長	田中不二麿	議員	鶴田	皓
議長	山県 有朋	議員補	清浦	奎吾
副議長	田中不二麿	員外議員補	名村	泰藏
議長	山県 有朋	議員	井上	毅
副議長	田中不二麿	議員	鶴田	皓

参事院総会議には、議長、副議長および全ての議員、議員補が参加することは、前に述べた通りである。明治十六年五月「官員録」によると、その在職者は次のごとくである<sup>(16)</sup>。

副議長	田中不二麿	議員	山尾庸三	福羽美静	山口尚芳	鶴田 皓	水
議長	山県 有朋	議員	本成美	安場保和	渡辺 昇	蜂須賀茂韶	井
議長	山県 有朋	議員	上 毅	中村弘毅	田中光頭	尾崎三良	
議員補	渡 正元	議員	馬屋原彰	周布公平	股野 琢	伊東巳代治	
議員補	清浦奎吾	議員	曾根荒助	山脇 玄	秋月新太郎	田口 惠	
議員補	曾根荒助	議員	山脇 玄	大森鐘一	本尾敬三郎		

男谷忠友 岩倉具定 広瀬進一 久保田貫一  
 落合濟三 小松原英太郎 高田善一 木下周一  
 荒川邦藏 岸本辰雄 黒田綱彦 広橋賢光 中  
 山寛六郎 小池靖一

この中、伊東、西園寺、岩倉、広橋の四議員補は、同年三月、伊藤博文に随行して渡欧している<sup>(1)</sup>ので、会議に参加しなかつたことは確実である。その他の欠席者はわからない。員外議員補の中で司法省から出向していた者は、調査委員に加わっている名村泰蔵(司法大書記官)以外に、鎌田景弼(司法権大書記官)と磯部四郎(司法少書記官)<sup>(18)</sup>がいる。これらの人も、当然、総会議に参加したものとと思われる。

総会議が五月十八日以降に開かれたことは確実であるが、審議の日数、修正の経過、決定案上申年月日など、詳しいことは全くわからない。将来、参事院関係の公文書が公開されることを期待するのみである。

参事院から上申した議決案は、閣内で廻覧に供せられた模様である。そのことは、参事院議決案の表紙に「刑法改正案委員兩次ノ審査司法省ノ意見上申参事院ノ決議ヲ経テ現今内閣廻覧中之件」と朱書きされていることから判明する。この朱書きにいう「委員兩次ノ審査」とあるのは、前に述べた司法省内における二回に亘る審査、修正を指すのであろう。

この参事院議決案が、その後、どのような経緯を辿つて廢案となつたかについても、残念ながら徴すべき確実な資料を欠く<sup>(19)</sup>。

参事院総会議提出案並びに参事院議決案の内容の詳しい検討は、日本近代刑法学史の一課題として専門の刑法学者に委ね、ここでは両草案の内容だけを紹介することにした。

(1) 国学院大学図書館「梧陰文庫目録」(昭和三十八年)・一二四頁、一二五頁。同書の解説では、本稿で「参事院総会議提出案」と呼んでいるものが、「元老院第三三三号総会議々案」(傍点手塚)となつているが(一二四頁参照)、「元老院」は明らかに参事院の誤りである。

(2) 例えば小早川欣吾「明治法制史論」公法之下巻(昭和十五年)・一〇二六頁、細川亀市「日本近代法制史」(昭和三十六年)・一四六頁、平野義太郎「明治刑法発達史——明治維新より現行刑法(明治四一年)の成立にいたるまで——」・「明治権力の法的構造」(明治史研究叢書第二期第一卷)(昭和三十四年)・一九〇頁等参照。そのほか、元老院における旧刑法の一部修正あるいは存廃論の動向については、拙稿「元老院内における新律綱領、改定律例復活反対意見書」・本誌第三四卷一—一八五頁以下参照。

(3) 石井良助「明治文化史・法制編」(昭和二十九年)・四九二頁。佐伯千仞、小林好信両氏が「旧刑法」は「その施行直後から、早くも刑法改正の動きが政府部内に起つたが、当初は、改正案の作成までには至らなかつた」(傍点手塚)「刑法学史」・「日本近代法発達史」第十一卷・昭和四十二年・二二六頁)と述べておられるのは、明らかに考証の誤りである。

(4) 高橋治俊、小谷二郎共編「刑法沿革総覧」(大正十二年)、岡琢郎編「日本近代刑事法令集」司法資料別冊第十七号(昭和二十年)などにも、旧刑法の改正草案は登載されていない。

(5) 小早川・前掲書・六七九頁、七一九頁、「伊藤博文伝」中巻(大

正十二年)・二二七頁、二二七頁等参照。

(6) 明治十四年十月二十一日・太政官達による参事院職制、章程については、「法規分類大全」官職門・官制・太政官内閣(二)・二八九頁以下参照。

(7) 尾佐竹猛、「日本憲政史大綱」下巻(昭和十四年)・六五五頁、鈴木安藏「法律史」日本現代史大系・二二四頁。

(8) 前掲刑法沿革綜覧に「刑法ハ明治十五年一月ヨリ施行セラレタレトモ、司法省ニ於テハ既ニ同年中刑法改正ノ議ヲ唱ヘ或ハ全般ニ渉ル改正或ハ一部ニ止マル改正ヲ企画シタレトモ其成立ヲ見ルニ至ラス」(緒言・六頁)とある。

(9) 明治十四年十一月二十八日・司法省達によると、第八局が「法律規則ノ増補改正ニ関シ之ヲ調査スルヲ掌」ついている(前掲法規分類大全・官職門・官制・司法省(一)・三三九頁)。

(10) 「梧陰文庫」の整理番号 B1928 の「刑法改正案」が第一案、B1927 の「刑法改正案」が第二案、B1926 の「刑法改正案」が第三案である(前掲文庫目録・二二四頁)。

(11)(12) 「井上毅伝・史料篇第一」(昭和四十一年)・三四二頁。この意見書は、各種自由刑の全般的な刑期延長に反対し、併せて「公務ヲ行フヲ拒ム罪」(旧刑法第二篇第三章第九節)の中に「司法省ノ未タ注意ヲ経ザル」人ヲ教唆誑惑シテ租税及兵役ノ義務ヲ拒マシムル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス」の一カ条の追加を、閣議決定に求めたものである。そして、前掲井上伝の編者は、その意見書の中に「刑法之改正ハ実施一年ヲ経テ云々」の文言があるところから、その日附「五月十四日」を「明治十六年」と推定している。

しかし、明治十六年五月の時点では、すでに参事院総会議提出案も成稿しており、しかもその草案では、司法省の第二案までに見られ

た各種自由刑の全般的刑期延長の件は、全く消え去っている。したがってその時期に、井上が刑期延長に関する反対論を述べることはありえない。それがため、私は本文中で述べたごとく、この意見書の日附「五月十四日」は、明治十五年のものとして推定する。「刑法之改正ハ実施一年ヲ経テ云々」の意味は、改正案の布告が明治十六年以降と判断して述べられたものであろう。因みに、井上の提案した前掲追加条文は、参事院総会議提出案にはみあたらないが、参事院議決案では、追加第四条に「人ヲ教唆シテ納税又ハ兵役ヲ拒マシムタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」とあり、井上の提案が、法定刑が軽くなつてゐることを除いては、実現している。

(13) 各種自由刑の全般的刑期延長、財産刑の金額の大幅な増加は、司法省第三案以降、全く消え去り、その後の草案にもみえていない。司法省第三案(註10・参照)の当該箇所(旧刑法第十七条——第三十条)には活字による修正のみならず、書き込みによる修正、再修正の跡が生々しく残っており、論議粉料の模様を物語つている。

(14) 法制部長は議官水本成美であつたと思われるが、確証を欠く。参事院議官時代の水本については、拙稿「明治法制史上に於ける水本成美」・尾佐竹猛編「明治文化の新研究」・昭和十九年・三六一頁以下参照。

(15) この鶴田、井上両議官と、清浦議官補が、法制部に配属されていた人であつたことは確実とみていい。それ以外に配属者がいたかどうか明らかでないが、すくなくとも議官補は、清浦以外にも数名いたと考えるのが妥当であらう。とすると、部長以下それらの人もふくむ法制部「部会議」において、司法省上申の刑法改正案を審査した際、とくに上記三名と名村員外議官補を小委員に選び、調査、修正

に当らせたとみていい。員外議官補は、常時、各部に配属されて、  
たわけではないから、司法省から出向していた名村(司法大書記官)  
は、審査案が司法省上申案なるが故に、とくに法制部の会議に列  
席、そしてまた小委員にも選ばれたものと推察される。

(16) 明治十六年五月「官員録」・十二枚表——十三枚裏。

(17) 前掲伊藤博文伝・中巻・二六三頁。

(18) 前掲官員録・十四枚表裏。

(19) 明治二十年二月十一日・高知日報は、その状況を次のように報  
じている。

刑法改正案……政府に於て最初此改正の議ありたるは去る明治

十六年中のことにして当時寺島宗則井上毅其他の數氏を特撰して  
改正委員と爲し其調査に着手せしめられしが翌十七年七月全く  
右改正案の編纂終りたるを以て現行刑法の起草者たるポアソナ  
ド氏に之を示して其意見を問はれし処氏は大に不同意を唱へ此改  
正案の成文は将来日本の獨立を維持するの点に於て頗ぶる障害を  
与ふるものなりとて痛く之を排撃せしかば其筋にても尚評議の末  
更に同氏とアッペール氏とに其の修正を命ぜられ爾來同氏は専ら  
其取調に従事し云々  
一説としてあげておく。

### 前註

(1) 両草案共に、旧刑法の修正加除の形態を採つてゐるから、旧刑法の条文と対照しなければ、その内容がつかめない。それがため、本稿では、  
上段に旧刑法の關係条文を掲げ、中段に参事院総会議提出案、下段に参事院議決案を掲げた。

(2) 両草案共に、一応そのまま公布できるスタイルになつてゐるが、現在における一部修正法律の「とけこみ方式」とは異なる点があることを  
注意すべきである。すなわち、現在の方式では、あたらしい追加条文が、第〇〇条の二、第〇〇条の三……という形で、第〇〇条の次へ挿入さ  
れるのに反し、両草案では、追加条文だけ獨立の番号を附されて、所定の個所に挿入されてゐる点である。議決案では追加第〇条となつてゐる  
から、追加の条文であることがはつきりするが、総會議提出案では、追加の文字がないので、同じ番号の条文が二つできる。これでは、ただ条數だ  
けをいう場合、元の条文か追加の条文か、区別できない欠陥がある。

(3) 両草案に用いられてゐる「は、コトに改め、議決案に用いられてゐる得は、得に改めた。

(4) ( ) 中の文字は、すべて手塚の註記である。

明治十五年刑法

(明治十三年七月太政官布告第三十六号)

第十七条第一項 徒刑ハ無期有期ヲ分タス  
島地ニ發遣シ定役ニ服ス

第十八条 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内  
地ノ懲役場ニ於テ定役ニ服ス

第二十条第一項 流刑ハ無期有期ヲ分タス  
島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ服セス

第二十一条 無期流刑ノ四五年ヲ經過スレ  
ハ行政ノ処分ヲ以テ幽閉ヲ免シ島地ニ於  
テ地ヲ限り居住セシムルコトヲ得  
有期流刑ノ四三年ヲ經過スル者亦同シ

第二十七条第一項 罰金ハ裁判確定ノ日ヨ  
リ一月以内ニ納完セシム若シ限内納完セ  
サル者ハ一円ヲ一日ニ折算シ之ヲ輕禁錮  
ニ換フ其の一円ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日  
ニ計算ス

第三十六条 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル  
時ハ行政ノ処分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ

(参事院總會議提出案)

明治十三年七月第三十六号布告刑法中左ノ  
通改正加除ス

第十七条第一項 徒刑ハ無期有期ヲ分タス  
政府ヨリ定ムル所ノ地ニ發遣シ定役ニ服  
ス

第十八条 削除

第二十条中「島地」ヲ「流地」ト改ム

第二十一条 削除

第二十七条第一項 罰金ハ裁判確定ノ日ヨ  
リ一月内ニ納完セシム若シ資力ナクシテ  
限内納完セサル者ハ一円ヲ一日ニ折算シ  
之ヲ輕禁錮ニ換フルコトヲ得其一円ニ滿  
サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第三十六条 削除

(参事院議決案)

明治十三年七月第三十六号布告刑法中左ノ  
通改正加除ス

第十七条第一項 徒刑ハ無期有期ヲ分タス  
政府ヨリ定ムル所ノ地ニ發遣シ定役ニ服  
ス

第十八条 削除

第二十条第一項 流刑ハ無期有期ヲ分タス  
政府ヨリ定ムル所ノ地ノ獄ニ幽閉シ定役  
ニ服セス

第二十一条 削除

第二十七条第一項 罰金ハ裁判確定ノ日ヨ  
リ一月内ニ納完セシム若シ資力ナクシテ  
限内納完セサル者ハ一円ヲ一日ニ折算シ  
之ヲ輕禁錮ニ換フルコトヲ得其一円ニ滿  
サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第三十六条 削除



免スルコトヲ得

第三十九条 死刑及ヒ無期刑ノ期滿免除ヲ

得タル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス五年間監視

ニ付ス

第四十二条 附加ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ

一月内ニ納完セサル時ハ第二十七条ノ例

ニ照シ輕禁錮ニ換ヘ主刑滿限ノ後之ヲ執

行ス

第五十三条 重罪輕罪ノ刑ニ処セラレタル

者獄則ヲ謹守シ梭改ノ状アル時ハ其刑期

四分ノ三ヲ經過スルノ後行政ノ処分ヲ以

テ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得

無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過スルノ後亦

同シ

流刑ノ囚ハ第二十一条ニ照シ幽閉ヲ免ス

ルノ外仮出獄ノ例ヲ用ヒス

第五十四条 徒刑ノ囚ハ仮出獄ヲ許サル、

ト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

第五十六条 仮出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シ

タル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日

數ハ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

第五十七条 刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シ

第三十九条ヘ左ノ七字ヲ追加ス

其特赦ニ因テ主刑ヲ免シタル者亦同シ

第四十二条 附加ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ

一月内ニ納完セサル時ハ第二十七条ノ例

ニ照シ之ヲ輕禁錮ニ換フルコトヲ得但主

刑滿限ノ後之ヲ執行ス

第五十三条中無期徒刑ノ下ヘ「及ヒ無期流

刑」ノ六字ヲ加ヘ第二項ヲ削除ス

(三ノ誤リ)

第五十四条中徒刑ノ下ヘ「流刑」ノ二字ヲ

加ヘ「島地」ヲ「其地」ト改ム

第五十六条第五十七条中更ニノ下「重罪輕

罪」ヲ「禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ罪」ト

改ム

第三十九条ニ左ノ一項ヲ加フ

其特赦ニ因テ主刑ヲ免セラレタル者亦同

シ

第四十二条 附加ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ

資力ナクシテ一月内ニ納完セサル時ハ第

二十七条ノ例ニ照シ之ヲ輕禁錮ニ換フル

コトヲ得但主刑滿限ノ後之ヲ執行ス

第五十三条第二項 無期徒刑無期流刑ノ囚

ハ十五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第五十三条第三項 削除

第五十四条 徒刑流刑ノ囚ハ仮出獄ヲ許サ

ル、ト雖モ仍ホ其地ニ居住セシム

第五十六条 仮出獄中更ニ禁錮以上ノ刑ニ

該ル可キ罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ

停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入スルコ

トヲ得ス

第五十七条 刑期限内更ニ禁錮以上ノ刑ニ

タル者ハ仮出獄ヲ許サス

第六十三條 公権ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其情狀ニ因リ將來ノ公権ヲ復スルコトヲ得

主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十六條 法律ニ於テ刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ後ノ數條ニ記載シタル例ニ照シテ加減ス但加ヘテ死刑ニ入ルコトヲ得ス

第六十八條 國事ニ関スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死刑

二 無期流刑

三 有期流刑

四 重禁獄

五 輕禁獄

第七十五條 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ

其意ニ非サルノ所為ハ其罪ヲ論セス

天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル

危難ニ遇ヒ自己若クハ親屬ノ身体ヲ防衛

スルニ出タル所為亦同シ

該ル可キ罪ヲ犯シタル者ハ仮出獄ヲ許サス

第六十三條第二項 主刑ノ期滿免除ヲ得タル者及ヒ特赦ニ因テ主刑ヲ免セラレタル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十六條但書 但第九十一條第二項ヲ除クノ外加ヘテ死刑ニ入ルコトヲ得ス

第六十八條初項 謀反謀叛及ヒ外交ヲ妨害スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

第六十八條中國事ノ下ヘ「及ヒ外國」ノ四字ヲ加フ

第七十五條 削除

第七十五條 削除

第七十九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十条 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得  
若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

第八十一条 罪ヲ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

第八十二条 瘖啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十三条 違警罪ハ滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ス  
滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ

第七十九条中「十二歳」ヲ「十歳」ト改ム

第八十条中「十二歳以上十六歳」ヲ「十歳以上十四歳」ト改メ本刑ニノ下ヘ「一等又ハ」ノ四字ヲ加フ

第八十一条 削除

第八十二条中瘖啞者ノ下ヘ「是非ヲ弁別セスシテ」ノ九字ヲ加フ

第八十三条 違警罪ハ滿十歳以上十四歳ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ス  
十歳ニ滿サル者及ヒ瘖啞者ハ其罪ヲ論セ

第七十九条 罪ヲ犯ス時十歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十条 罪ヲ犯ス時滿十歳以上十四歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得  
若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第八十一条 削除

第八十二条 瘖啞者是非ヲ弁別セスシテ罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十三条 違警罪ハ滿十歳以上十四歳ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ス  
十歳ニ滿サル者及ヒ瘖啞者ハ其罪ヲ論セ

有恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス十二歳ニ滿サル者及ヒ瘖啞者ハ其罪ヲ論セス

第八十五条 罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ニ一等ヲ減ス但謀殺故殺ニ係ル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス

第八十七条 財産ニ対スル罪ヲ犯シ被害者ニ首服シタル者ハ官ニ自首スルト同ク前二条ノ例ニ照シテ処断ス

第九十一条 先ニ重罪ノ刑ニ処セラレタル者再犯重罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

第九十八条 三犯以上ノ者ト雖モ其加重ノ法ハ再犯ノ例ニ同シ

第一百条 重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經ス二罪以上俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從テ処断ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト為シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト為ス

輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從テ処断ス

明治十六年・參事院の刑法改正草案

ス

第八十五条但書 但過失殺ヲ除クノ外人ヲ死ニ致シタル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス

第八十七条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス

第一条 自首スト雖モ未タ判決ヲ受ケスシテ逃走シタル者ハ減輕ノ限ニ在ラス

第九十一条ヘ左ノ一項ヲ加フ

無期刑ニ処セラレタル者再犯無期刑ニ該ル時ハ加ヘテ死刑ニ入ル

第九十八条ヘ但書ヲ加フ

但盜罪三犯以上ニ係ル者ハ二等ヲ加フ

第一百条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス

第二条 禁錮ニ該ル罪ト罰金ニ該ル罪ト俱ニ發シタル時ハ各其刑ヲ科ス

ス

第八十五条但書 但過失殺ヲ除クノ外人ヲ死ニ致シタル者及ヒ放火強姦強盜人ヲ殺傷シタル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス

第八十七条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス

追加第一条 自首スト雖モ未タ判決ヲ受ケスシテ逃走シタル者ハ減輕ノ限ニ在ラス

第九十一条ヘ左ノ一項ヲ加フ

無期刑ニ処セラレタル者再犯無期刑ニ該ル時ハ加ヘテ死刑ニ入ル

第九十八条ヘ左ノ但書ヲ加フ

但盜罪三犯以上ニ係ル者ハ二等ヲ加フ

第二百二条 一罪前ニ発シ已ニ判決ヲ経テ余

罪後ニ発シ其輕ク若クハ等シキ者ハ之ヲ論セス其重キ者ハ更ニ之ヲ論シ前発ノ刑ヲ以テ後発ノ刑ニ通算ス但前発ノ刑罰金科料ニ該リ已ニ納完シタル者ハ第二十七条ノ例ニ照シ折算シテ後発ノ刑期ニ通算ス

若シ前発ノ罪ヲ判決スル時未タ発セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ発シタル者ハ其再犯ト比較シ一ノ重キニ從ヒ前発ノ刑ヲ通算セス

第二百三条 数罪俱ニ發シ一ノ重キニ從フ時ト雖モ其没収及ヒ徵償ノ処分ハ各本法ニ從フ

第二百五条 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サンメタル者ハ亦正犯ト為ス

第二百六条 正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重ス可キ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及

第二百二条 一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ経テ余

罪後ニ發シ其輕ク若クハ等シキ者ハ其刑ヲ科セス其重キ者ハ更ニ之ヲ科シ前發ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス

若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ發シタル者ハ其再犯ト比較シ一ノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算セス但前發及ヒ後發ノ刑共ニ再犯ノ刑ヨリ重キ時ハ後發ノ刑ハ前項ノ例ニ照シテ処斷シ再犯ノ刑ハ別ニ之ヲ科ス

第二百三条中其ノ下へ「監視」ノ二字ヲ加フ

第二百五条 詐欺脅迫贈与結約威權其他ノ方法ヲ以テ人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サンメタル者ハ亦正犯ト為ス

文書ヲ公布シ若クハ公然ノ演説ヲ以テ人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サンメタル者亦同シ

第二百六条中加重ノ下へ「シ又ハ減免」ノ五字ヲ加フ

第二百二条 一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ経テ余

罪後ニ發シ其輕ク若クハ等シキ者ハ其刑ヲ科セス其重キ者ハ更ニ之ヲ科シ前發ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス但前發ノ刑罰金科料ニ該リ已ニ納完シタル者ハ第二十七条ノ例ニ照シ折算シテ後發ノ刑期ニ通算ス若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ發シタル者ハ其再犯ト比較シ一ノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算セス但前發及ヒ後發ノ刑共ニ再犯ノ刑ヨリ重キ時ハ後發ノ刑ハ前項ノ例ニ照シテ処斷シ再犯ノ刑ハ別ニ之ヲ科ス

テ処斷シ再犯ノ刑ハ別ニ之ヲ科ス

ホスコトヲ得ス

第百十條 身分ニ因リ刑ヲ加重ス可キ者從犯ト為ル時ハ其重キニ從テ一等ヲ減ス  
正犯ノ身分ニ因リ刑ヲ減免ス可キ時ト雖モ從犯ノ刑ハ其輕キニ從テ減免スルコトヲ得ス

第十章 親屬例

第百十四條 此刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ

左ニ記載シタル者ヲ云フ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及ヒ其配偶者
- 三 兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 四 兄弟姉妹ノ子及ヒ其配偶者
- 五 父母ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 六 父母ノ兄弟姉妹ノ子
- 七 配偶者ノ祖父母父母
- 八 配偶者ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 九 配偶者ノ兄弟姉妹ノ子
- 十 配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹

第百十五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母

外祖父母同シ父母ト稱スルハ繼父母嫡母

同シ子孫ト稱スルハ庶子曾玄孫外孫同シ

兄弟姉妹ト稱スルハ異父異母ノ兄弟姉妹

第百十條第二項 削除

第十章 親屬例 削除

同シ

養子其養家ニ於ル親屬ノ例ハ妻子ニ同シ

第二編 公益ニ関スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ対スル罪

第一百六条 天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ

加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス

第一百七条 天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ

所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮

ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附

加ス

皇陵ニ対シ不敬ノ所為アル者亦同シ

第一百八条 皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者

ハ死刑ニ処ス其危害ヲ加ヘントシタル者

ハ無期徒刑ニ処ス

第一百九条 皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者

ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ十円

以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百十条 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕

罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ

監視ニ付ス

第一章第二章

第一章 悖乱ノ罪

第一節 皇室ニ対スル罪

第一百六条 皇室ニ対シ悖逆ヲ謀ル者ハ死

刑ニ処ス

第一百六条ノ次ヘ左ノ一条ヲ增加ス

第三条 皇陵ヲ毀ツ者ハ死刑ニ処ス

第一百七条 皇室ニ対シ不敬ノ所為アル者

ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ其情

重キ者ハ重懲役又ハ輕懲役ニ処ス

皇陵ニ対シ不敬ノ所為アル者亦同シ

第一百八条 皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者

ハ死刑ニ処ス其危害ヲ加ヘント謀ル者ハ

有期徒刑ニ処ス

第一百九条 皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者

ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス

第二百十条 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕

罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ

監視ニ付ス

第一章「皇室ニ対スル罪」ヲ「悖乱ノ罪」

ト改ム

第一百六条ノ前ニ左ノ節目ヲ增加ス

第一節 皇室ニ対スル罪

第一百六条 皇室ニ対シ悖逆ヲ謀ル者ハ死

刑ニ処ス

第一百七条第一項 皇室ニ対シ不敬ノ所為

アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処

シ其情重キ者ハ輕懲役又ハ重懲役ニ処ス

第一百八条 皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者

ハ死刑ニ処ス其危害ヲ加ヘント謀ル者ハ

有期徒刑ニ処ス

第一百九条 皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者

ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス

第二百十条 削除

第二章 國事ニ関スル罪

第一節 内乱ニ関スル罪

第二百一十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト為シ内乱ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ処ス
- 二 群衆ノ指揮ヲ為シ其他枢要ノ職務ヲ為シタル者ハ無期流刑ニ処シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ処ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ為シタル者ハ重禁獄ニ処シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ処ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第二百二十二條 内乱ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ内乱ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

第二百二十三條 政府ヲ變乱スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ挙クルニ至ラ

第二章國事ニ関スル罪ヲ削除シ第一節内乱ニ関スル罪ヲ第二節國事ニ関スル罪ト改ム

第二百一十一條 政体ヲ變壞シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト為シ兵乱ヲ起シタル者ハ謀反ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ処ス
- 二 群衆ノ指揮ヲ為シ其他枢要ノ職務ヲ為シタル者ハ無期流刑ニ処シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ処ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ為シタル者ハ重禁獄ニ処シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ処ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第二百二十二條 謀反ノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ兵乱ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

第二百二十三條中「内乱」ヲ「謀反」ト改ム

「第二章國事ニ関スル罪及ヒ第一節内乱ニ関スル罪」ヲ「第二節謀反ノ罪」ト改ム

第二百一十一條初項 政体ヲ變壞シ又ハ朝憲ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ兵乱ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

第二百二十二條 謀反ノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ兵乱ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

第二百二十三條 政体ヲ變壞シ又ハ朝憲ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ



スト雖モ内乱ト同ク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ処ス

第二百二十五条 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内乱ノ予備ヲ為シタル者ハ  
第二百一条ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス  
内乱ノ陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

第二百二十六条 内乱ノ予備又ハ陰謀ヲ為スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

第二百二十七条 内乱ノ情ヲ知テ犯人ニ集会所ヲ給与シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第二百二十五条 謀反ノ目的ヲ以テ兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他兵乱ノ予備ヲ為シタル者ハ第二百一条ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス  
其陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者首魁及ヒ教唆者ハ有期流刑ニ処シ其共ニ謀ル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス

第二百二十六条中「内乱」ヲ「謀反」ト改ム

第二百二十七条 謀反ノ情ヲ知テ犯人ニ集会所ヲ給与又ハ故縱隠蔽シ若クハ罪証ト為ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第二百二十七条ノ次ヘ左ノ二条ヲ增加ス  
第四条 兵乱ヲ起スニ非スト雖モ朝憲ヲ紊乱スルノ所為アル者ハ有期流刑ニ処シ其情輕キ者ハ重禁獄ニ処ス

第五条 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ

兵ヲ拳ルニ至ラスト雖モ謀反ト同ク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ処ス

第二百二十五条 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他兵乱ノ予備ヲ為シタル者ハ  
第二百一条ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス  
其陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者首魁及ヒ教唆者ハ有期流刑ニ処シ其共ニ謀ル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス

第二百二十六条 謀反ノ予備又ハ陰謀ヲ為スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

第二百二十七条 謀反ノ情ヲ知テ犯人ニ集会所ヲ給与シ又ハ故縱隠蔽シ若クハ罪証ト為ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第二百二十八条 内乱ニ乗シテ人ノ身体財産ニ対シ内乱ノ目的ニ関セサル重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ処断ス

第二節 外患ニ関スル罪

第三十五条 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三章 静謐ヲ害スル罪

第一節 兇徒聚衆ノ罪

第三十六条 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス附和随行シタル者ハ二元以上五円以下ノ罰金ニ処ス

第三十七条 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重

監視ニ付ス

第二百二十八条中上「内乱」ヲ「兵乱」下「内乱」ヲ「謀反」ト改ム

第三節 外国ニ関スル罪

第三十五条中「此章」ヲ「此節」ト改ム

第一節 多衆ヲ嘯聚スル罪

第三十六条 多衆ヲ嘯聚シ官吏ノ説諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三十七条中「兇徒」ノ二字ヲ削除ス

第二百二十八条 兵乱ニ乗シテ人ノ身体財産ニ対シ謀反ノ目的ニ関セサル重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ処断ス

「第二節 外患ニ関スル罪」ヲ「第三節 謀叛ノ罪」ト改ム

第三十二条ノ次へ左ノ節目ヲ増加ス

第四節 外交ヲ妨害スル罪

「第三章」ヲ「第二章」ト改ム

第一節「兇徒聚衆ノ罪」ヲ「多衆ヲ嘯聚スル罪」ト改ム

第三十六条 多衆ヲ嘯聚シ官吏ノ説諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三十七条 多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役

懲役ニ処ス其嘯聚ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ二等ヲ加ヘ重キニ從テ処斷ス

第四百十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス  
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖画又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

第三百三十八條ノ次ヘ左ノ一節ヲ增加ス

第六條 第一節 私ニ軍隊ヲ組織スル罪  
招募シ又ハ兵器ヲ準備シタル者ハ重懲役ニ処ス

第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ二等ヲ加ヘ重キニ從テ処斷シ其故殺シタル者ハ死刑ニ処ス

第四百十一條中「一年」ヲ「二年」ト改メ「刊行ノ」ノ三字ヲ削除ス

第四百十一條ノ次ヘ左ノ一條ヲ增加ス

第七條 文書若クハ圖画ヲ以テ官吏ノ職

ニ処ス其嘯聚ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ貳円以上貳拾円以下ノ罰金ニ処ス

第三百三十八條ノ次ヘ左ノ一條ヲ增加ス  
追加第二條 私ニ兵隊ヲ組織スル為メ群衆ヲ招募シ又ハ兵器ヲ準備シタル者ハ重懲役ニ処ス

第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ二等ヲ加ヘ重キニ從テ処斷シ其故殺シタル者ハ死刑ニ処ス

第四百十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五拾円以下ノ罰金ヲ附加ス  
其目前ニ非スト雖モ文書圖画又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

第四百二十二条 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ  
一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処ス  
若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ為  
シテ逃走シタル者三月以上三年以下ノ重  
禁錮ニ処ス

第四百十六条 囚徒ヲ逃走セシムル為メ兇  
器其他ノ器具ヲ給与シ又ハ逃走ノ方法ヲ  
指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁  
錮ニ処シ二月以上二十円以下ノ罰金ヲ附  
加ス因テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時ハ一等  
ヲ加フ  
第四百七条 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫  
ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者ハ一年以  
上五年以下ノ重禁錮ニ処シ五十円以上五十  
円以下ノ罰金ヲ附加ス

務上ニ於テ不正ノ所為アリト指摘シ其  
事実ヲ証明スルコト能ハサル者ハ三月  
以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上  
百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十二条第二項 若シ獄舎ヲ毀壞シ又  
ハ暴行脅迫ヲ為シテ逃走シタル者ハ輕懲  
役ニ処ス

第四百十三條ノ次へ左ノ一條ヲ增加ス

第八條 無期徒刑ノ囚再ヒ獄舎ヲ毀壞シ  
又ハ暴行脅迫ヲ為シテ逃走シタル者ハ死  
刑ニ処ス

第四百十六條中 「三月以上三年以下」ヲ  
「六月以上五年以下」「二円以上二十円以  
下」ヲ「五円以上五十円以下」ト改ム

第四百七条 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫  
ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者ハ輕懲役  
ニ処ス

第四百二十二条第二項 若シ獄舎ヲ毀壞シ又  
ハ暴行脅迫ヲ為シテ逃走シタル者ハ輕懲  
役ニ処ス

第四百十三條ノ次へ左ノ一條ヲ增加ス

追加第三條 無期徒刑まじノ囚再ヒ獄舎ヲ毀壞  
シ又ハ暴行脅迫ヲ為シテ逃走シタル者ハ  
死刑ニ処ス

第四百十六條 囚徒ヲ逃走セシムル為メ兇  
器其他ノ器具ヲ給与シ又ハ逃走ノ方法ヲ  
指示シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁  
錮ニ処シ五十円以上五十円以下ノ罰金ヲ附  
加ス因テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時ハ一等  
ヲ加フ

第四百七条 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫  
ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者ハ輕懲役  
ニ処ス

若シ重罪ノ刑ニ処セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ処ス

第四百四十八条 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタル時ハ亦前条ノ例ニ同シ

第五百十条 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覚ラサル時ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

若シ重罪ノ刑ニ処セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第六十二条 道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往来ヲ妨害シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第六十八条 第六十二条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本条ニ照シ重キニ從テ処断ス

第七十五条 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本条ニ照シ重キニ從テ処断ス

第七十八条 陸海軍ノ徴兵ニ編入セラル

第四百四十八条中前条ノ下「ノ例」ノ二字ヲ削除ス

第五百十条 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覚ラサル時ハ十一日以上三ヶ月以下ノ輕禁錮ニ処シ又ハ二円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第六十八条中照シノ下へ「一等ヲ加へ」ノ五字ヲ加フ

(ここに浮浪罪の規定三カ条があるが、後掲する)

第七十五条中照シノ下へ「一等ヲ加へ」ノ五字ヲ加フ

第七十八条中編入セラル可キ者ノ下へ

第四百四十八条 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタル時ハ亦前条ニ同シ

第六十二条 道路橋梁渡船河溝港埠ヲ損壞シテ往来ヲ妨害シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第六十八条 第六十二条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本条ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ処断ス

第七十五条 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本条ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ処断ス

第七十八条第一項 兵役ヲ免カル可キ為

可キ者身体ヲ毀傷シテ疾病ヲ作為シ其他  
詐偽ノ所為ヲ以テ免役ヲ図リタル時ハ一  
月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上  
三十円以下ノ罰金ヲ附加ス  
若シ他人ニ囑托シ其氏名ヲ詐稱シ代テ徵  
募ニ応セシメタル者亦同シ其囑托ヲ受ケ  
テ徵募ニ応シタル者ハ第二百三十一条ノ  
例ニ照シテ処断ス

「逃走シ又ハ」ノ五字ヲ加ヘ罰金ヲ附加  
スノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ  
官吏情ヲ知テ免役セシメタル者ハ一等ヲ  
加フ

メ身体ヲ毀傷シテ疾病ヲ作為シ又ハ逃走  
シ其他詐偽ノ所為アリタル者ハ一月以上  
一年以下ノ重禁錮ニ処シ五十円以上五十円  
以下ノ罰金ヲ附加ス  
第七十八條ヘ左ノ一項ヲ加ヘ二項トス  
官吏情ヲ知テ免役セシメタル者ハ一等ヲ  
加フ

第七十三條ノ次ヘ左ノ一節ヲ增加ス

第二節 浮浪ノ罪

第九條 身体強壯ニシテ定リタル住居生産  
ナク諸方ニ徘徊シタル者ハ浮浪ノ罪ト為  
シ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ処ス  
若シ兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ  
携帯シタル時ハ一等ヲ加フ  
本條ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以  
下ノ監視ニ付ス

第二編第二章中ヘ左ノ一節ヲ增加ス

第十節 浮浪ノ罪

追加第五條 身体強壯ニシテ定リタル住居  
生産ナク諸方ニ徘徊スル者ハ浮浪ノ罪ト  
為シ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ処ス  
若シ兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ  
携帯シタル時ハ一等ヲ加フ  
本罪ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以  
下ノ監視ニ付ス

第四章 信用ヲ害スル罪

第二百一条 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ

監視ニ附ス

第二百三条 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ処ス其官ノ文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第二百五条 官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ前二条ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ其文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第十条 浮浪者過分ノ貨幣物品ヲ携帯シ其原由ヲ証明スルコト能ハサル時ハ仮ニ官ニ領置シ監視ノ期限内返還ヲ求ムル者ナケレハ本人ニ還付ス

第十一条 浮浪ノ罪ニ処スト雖モ将来ノ行状ヲ保証シテ交付ヲ請フ者アル時ハ行政ノ処分ヲ以テ仮ニ其刑ヲ積キ交付スルコトヲ得

第二百一条へ但書ヲ加フ  
但第百九十九条ハ此限ニ在ラス

第二百三条第一項 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ五十円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百五条中「一等」ヲ「二等」ト改ム

第二百五条ノ次へ左ノ一条ヲ増加ス

第十二条 偽造變造ノ情ヲ知テ其文書ヲ行使シタル者ハ前数条ノ例ニ同シ

追加第六条 浮浪者過分ノ貨幣物品ヲ携帯シ其原由ヲ証明スルコト能ハサル時ハ官ニ領置シ監視ノ期限内返還ヲ求ムル者ナケレハ本人ニ還付ス

追加第七条 浮浪ノ罪ニ処スト雖モ将来ノ行状ヲ保証シテ交付ヲ請フ者アル時ハ行政ノ処分ヲ以テ仮ニ其刑ヲ積キ交付スルコトヲ得

「第四章」ヲ「第三章」ト改ム  
第二百一条へ左ノ但書ヲ加フ

但第百九十九条ハ監視ニ付スルノ限ニ在ラス

第二百三条第一項 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ五十円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百五条第一項 官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ前二条ノ例ニ照シ各二等ヲ加フ

第二百五条ノ次へ左ノ一条ヲ増加ス

追加第八条 偽造又ハ増減交換ノ情ヲ知テ其文書ヲ行使シタル者ハ前数条ノ例ニ同

第二百八条 他人ノ私印ヲ偽造シテ使用シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス  
若シ他人ノ印影ヲ盗用シタル者ハ一等等ヲ減ス

第二百十条 売買貸借贈遺交換其他權利義務ニ関スル証書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上四十円以下ノ罰金ヲ附加ス  
其ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百十六条 陸海軍ノ徴兵ヲ免カル可キ為メ疾病ノ証書ヲ偽造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐偽ノ証書ヲ造リタル医師ハ前条ノ例ニ照シ各一等等ヲ加フ

第二百八条中偽造シノ下「テ」ノ字ヲ削リ「又ハ其偽印ヲ」ノ七字ヲ加フ

第二百十条ノ次ヘ左ノ一条ヲ增加ス  
第十三条 偽造変造ノ情ヲ知テ其文書ヲ行使シタル者ハ前二条ノ例ニ同シ

第二百十六条ノ次ヘ左ノ一条ヲ增加ス  
第十四条 医師囑託ヲ受ケ罪証ヲ掩蔽スル為メ詐偽ノ証書ヲ造リタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上

第二百八条第一項 他人ノ私印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百十条ノ次ヘ左ノ一条ヲ增加ス  
追加第九条 偽造又ハ増減交換ノ情ヲ知テ其文書ヲ行使シタル者ハ前二条ノ例ニ同シ

第二百十六条 兵役ヲ免カル可キ為メ疾病ノ証書ヲ偽造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐偽ノ証書ヲ造リタル医師ハ前条ノ例ニ照シ各一等等ヲ加フ  
第二百十六条ノ次ヘ左ノ一条ヲ增加ス

追加第十条 医師囑託ヲ受ケ罪証ヲ掩蔽スル為メ詐偽ノ証書ヲ造リタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上



第五章 健康ヲ害スル罪

第六章 風俗ヲ害スル罪

第二百五十九条 風俗ヲ害スル冊子図画其

他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販売シタ

ル者ハ四十元以上四十元以下ノ罰金ニ処ス

第二百六十条 賭場ヲ開張シテ利ヲ図リ又

ハ博徒ヲ招結シタル者ハ三月以上一年以

下ノ重禁錮ニ処シ十元以上百元以下ノ罰

金ヲ附加ス

第二百六十一条 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ

為シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮

ニ処シ五十元以上五十元以下ノ罰金ヲ附加

ス其情ヲ知テ房屋ヲ給与シタル者亦同シ

但飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラス

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓

ヲ発掘スル罪

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨

害スル罪

第二百七十二條 虚偽ノ風説ヲ流布シテ殺

類其他衆人需用物品ノ価直ヲ昂低セシメ

四十元以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百五十九条中販売ノ下へ「貸貸」ノ二

字ヲ加フ

第二百六十条 博徒ヲ招結シタル者ハ輕懲

「役ニ処シ其同夥者ハ三月以上二年以下ノ

重禁錮ニ処シ十元以上百元以下ノ罰金ヲ

附加ス

賭場ヲ開張シテ利ヲ図ル者ハ輕懲役ニ処

ス

第二百六十一条中「現ニ」ノ二字ヲ削リ

「六月」ヲ「一年」ト改ム

第二百七十二條中「十元以上百元以下」ヲ

「二十元以上五百元以下」ト改ム

上四十元以下ノ罰金ヲ附加ス

「第五章」ヲ「第四章」ト改ム

「第六章」ヲ「第五章」ト改ム

「第七章」ヲ「第六章」ト改ム

「第八章」ヲ「第七章」ト改ム

第二百六十条 博徒ヲ招結シタル者ハ輕懲

役ニ処シ其同夥者ハ三月以上二年以下ノ

重禁錮ニ処シ十元以上百元以下ノ罰金ヲ

附加ス

賭場ヲ開張シテ利ヲ図ル者ハ輕懲役ニ処

ス

第二百六十一条第一項 財物ヲ賭シテ博奕

ヲ為シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁

錮ニ処シ五十元以上五十元以下ノ罰金ヲ附

加ス

其情ヲ知テ房屋ヲ給与シタル者亦同シ但

飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラス

「第七章」ヲ「第六章」ト改ム

「第八章」ヲ「第七章」ト改ム

第二百七十二條 虚偽ノ風説ヲ流布シテ殺

類其他衆人需用物品ノ価直ヲ昂低セシメ

タル者八十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第九章 官吏瀆職ノ罪

第二百七十七條 人ノ身体財産ヲ妨害スル

ノ犯人アルニ当リ予審判事検事警察官吏  
其報告ヲ受ケテ速ニ保護ノ処分ヲ為サ、  
ル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ処  
シ二百以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十四條 官吏人ノ囑託ヲ受ケ賄賂

ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ一月以  
上一年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上四十  
円以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ処分ヲ為シタル時ハ一等ヲ加  
フ

第二百八十五條 裁判官民事ノ裁判ニ関シ

テ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ  
二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以  
上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ裁判ヲ為シタル時ハ一等ヲ加  
フ

第二百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金

穀物件ヲ窃取シタル者ハ輕懲役ニ処ス  
因テ官ノ文書簿冊ヲ増減変換シ又ハ毀棄

第二百七十七條中「保護ノ」ノ三字ヲ削ル

第二百八十四條第二百八十五條中「一等」  
ヲ「二等」ト改ム

「二等」ト改ム

第二百八十九條中「輕懲役」ヲ「重懲役」  
ト改メ照シノ下ヘ「重キニ從」ノ四字ヲ

加フ

タル者八十円以上五百円以下ノ罰金ニ  
処ス

「第九章」ヲ「第八章」ト改ム

第二百七十七條 人ノ身体財産ヲ妨害スル

ノ犯人アルニ当リ予審判事検事警察官吏  
其報告ヲ受ケテ速ニ処分ヲ為サ、ル者ハ  
十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ処シ二百  
以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十四條第二項 因テ不正ノ処分ヲ

為シタル時ハ二等ヲ加フ

第二百八十五條第二項 因テ不正ノ裁判ヲ

為シタル時ハ二等ヲ加フ

第二百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金

穀物件ヲ窃取シタル者ハ重懲役ニ処シ其  
情輕キ者ハ一等又ハ二等ヲ減ス

シタル時ハ第二百五条ノ例ニ照シテ処断ス

第二百九十条 租税其他諸般ノ入額ヲ徴取

スル官吏正数外ノ金穀ヲ徴取シタル者ハ

二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以

上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百九十七条 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐称

誘導シテ危害ニ陥レ死ニ致シタル者ハ故

殺ヲ以テ論シ其子メ謀ル者ハ謀殺ヲ以テ

論ス

第二百九十九条 人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ

致シタル者ハ重懲役ニ処ス

第三百条 人ヲ毆打創傷シ其両目ヲ瞎シ兩

耳ヲ聾シ又ハ両肢ヲ折り及ヒ舌ヲ断チ陰

陽ヲ毀敗シ若クハ知覚精神ヲ喪失セシメ

篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ処ス

其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折り

其他身体ヲ殘虧シ癡疾ニ致シタル者ハ二

年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百一条 人ヲ毆打創傷シ二十日以上ノ

時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ営ムコト能ハ

第二百九十条中「四年」ヲ「五年」「五円

以上五十円以下」ヲ「十円以上百円以下」

ト改ム

第二百九十九条第三百条中毆打創傷シノ下

へ「又ハ暴行ヲ加へ」ノ七字ヲ加フ

第三百一条中毆打創傷シノ下へ「又ハ暴行

ヲ加へ」ノ七字ヲ加へ第三項ヲ改正ス

因テ官ノ文書簿冊ヲ増減交換シ又ハ毀棄シタル時ハ第二百五条ノ例ニ照シ重キニ從テ処断ス

第二百九十七条 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐称

誘導シテ危害ニ陥シ死ニ致シタル者ハ謀

殺ヲ以テ論ス

第二百九十九条 人ヲ毆打創傷シ又ハ暴行

ヲ加へ因テ死ニ致シタル者ハ重懲役ニ処

ス

第三百条第一項 人ヲ毆打創傷シ又ハ暴行

ヲ加へ其両目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ両肢

ヲ折り及ヒ舌ヲ断チ陰陽ヲ毀敗シ若クハ

知覚精神ヲ喪失セシメ篤疾ニ致シタル者

ハ輕懲役ニ処ス

第三百一条第一項第三項 人ヲ毆打創傷シ

又ハ暴行ヲ加へ二十日以上ノ時間疾病ニ

サルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス

其疾病休業ノ時間二十日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス

疾病休業ニ至ラスト雖モ身体ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百二条 予メ謀テ人ヲ毆打創傷シ休業癡篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ前数条ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ

第三百三条 重罪軽罪ヲ犯スニ便利ナル為メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、為メ人ヲ毆打創傷シタル者ハ亦前条ノ例ニ同シ

第三百四条 毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス

第三百九条 自己ノ身体ニ暴行ヲ受クルニ因リ直チニ怒ヲ発シ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但不正ノ所為ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

疾病休業ニ至ラスト雖モ身体ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ其創傷ヲ成サ、ル者ハ一等ヲ減ス

第三百二条中毆打創傷シノ下ヘ「又ハ暴行ニ因リ」ノ七字ヲ加フ

第三百三条中毆打創傷シノ下ヘ「又ハ暴行ヲ加ヘ」ノ七字ヲ加フ

第三百四条中毆打ノ下ヘ「又ハ暴行」ノ四字ヲ加フ

擢リ又ハ職業ヲ営ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス

疾病休業ニ至ラスト雖モ身体ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百二条 予メ謀テ人ヲ毆打創傷シ又ハ暴行ヲ加ヘ休業癡篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ前数条ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ

第三百三条 重罪軽罪ヲ犯スニ便利ナル為メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、為メ人ヲ毆打創傷シ又ハ暴行ヲ加ヘタル者ハ亦前条ノ例ニ同シ

第三百四条 毆打又ハ暴行ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス

第三百九条 自己又ハ祖父母父母ノ身体ニ暴行ヲ受クルニ因リ直チニ怒ヲ発シ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス且不正ノ所為ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ス

第三百十三條中「二等又ハ三等」ヲ「三等又ハ四等」ト改ム

第三百十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照シ三等又ハ四等ヲ減ス

第三百二十六條 人ヲ殺サント脅迫シ又ハ人ノ住居シタル家屋ニ放火セント脅迫シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上二十元以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十六條中「六月」ヲ「一年」ト改メ其他暴行ノ下ヘ「若クハ誹毀」ノ五字ヲ加ヘ「二月」ヲ「六月」ト改ム

毆打創傷其他暴行ヲ加ヘント脅迫シ又ハ財産ニ放火シ及ヒ毀壞劫掠セント脅迫シタル者ハ十一月以上二月以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上十元以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十九條 此節ニ記載シタル罪ハ脅迫ヲ受ケタル者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第三百二十九條ヘ但書ヲ加フ

第三百三十八條 給料ヲ得テ人ノ寄託ヲ受ケ保養ス可キ者前二條ノ罪ヲ犯シタル時ハ各一等ヲ加フ

但脅迫ノ公衆ニ対スル者ハ告訴ヲ待ツノ限ニ在ラス

第三百二十九條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但公衆ニ対スル脅迫ハ告訴ヲ待ツノ限ニ在ラス

第三百五十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ処断ス但強姦ニ因テ癡篤疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処ス

第三百五十一條但書 但強姦ニ因テ癡疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百五十一條但書 但強姦ニ因テ癡疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百五十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ処断ス但強姦ニ因テ癡篤疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処ス

第三百五十一條但書 但強姦ニ因テ癡疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百五十一條但書 但強姦ニ因テ癡疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ処シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百五十八條 惡事醜行ヲ摘発シテ人ヲ  
誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ  
例ニ照シテ処断ス

一 公然ノ演説ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者

ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ処シ

三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス

二 書類図画ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作

為シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上

六月以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十

円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十九條 死者ヲ誹毀シタル者ハ誣

罔ニ出タルニ非サレハ前條ノ例ニ照シテ

処断スルコトヲ得ス

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人弁

護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業ニ

於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知得タル陰

私ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論シ十一

日以上三月以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上

三十円以下ノ罰金ヲ附加ス但裁判所ノ呼

出ヲ受ケテ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニ在

第十三節 祖父母父母ニ對

スル罪

明治十六年・參事院の刑法改正草案

第三百五十八條中「三月」ヲ「一年」「十  
五日以上六月以下」ヲ「二月以上二年以  
下」ト改ム

第三百五十八條 文書図画ヲ公布シ雜劇偶  
像ヲ作為シ又ハ公然ノ演説ヲ以テ人ヲ誹  
毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス十五日  
以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五  
十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十九條 死者ヲ誹毀シタル者ハ誣

罔ニ出タルニ非サレハ前條ノ例ニ照シ処断ス

ルコトヲ得ス

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人弁

護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業ニ

於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知得タル陰私

ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論ス但裁判

所ノ呼出ヲ受ケテ事實ヲ陳述スル者ハ此

限ニ在ラス

第十三節 祖父母父母ニノ下ヘ「對シ及ヒ

子孫ニ」ノ七字ヲ加フ

第十三節「祖父母父母ニ對スル罪」ヲ「祖  
父母父母ニ對シ及ヒ子孫ニ對スル罪」ト

八七 (一五三三)

第三百六十二条 子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑ニ処ス

其自殺ニ関スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ

第三百六十四条 子孫其祖父母父母ニ対シ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ欠キタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ二元以上二十元以下ノ罰金ヲ附加ス因テ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ亦前条ノ例ニ同シ

第三百六十六条 人ノ所有物ヲ窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト為シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百六十二条第二項 其自殺ニ関スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加ヘ自己ノ利ヲ図ルニ出テタル者ハ死刑ニ処ス

第三百六十四条第一項 子孫其祖父母父母ニ対シ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ欠キタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百六十五条ノ次ヘ左ノ二条ヲ増加ス  
第十五条 婦其夫ノ祖父母父母ニ対スル犯罪ハ前数条ノ例ニ同シ  
第十六条 祖父母父母教誡ノ為メ其子孫ヲ監禁シ若クハ殴打シテ傷ヲ為サ、ル者ハ其罪ヲ論セス  
第三百六十六条中「二月」ヲ「一月」ト改ム

第三百六十六条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス  
第十七条 看守者其看守スル所ノ物件ヲ窃取シタル時ハ三月以上五年以下ノ重

改ム

第三百六十二条第二項 其自殺ニ関スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加ヘ自己ノ利ヲ図ルニ出テタル者ハ死刑ニ処ス

第三百六十四条第一項 子孫其祖父母父母ニ対シ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ欠キタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百六十五条ノ次ヘ左ノ二条ヲ増加ス  
追加第十一条 妻其夫ノ祖父母父母ニ対スル犯罪ハ前数条ノ例ニ同シ  
追加第十二条 祖父母父母教誡ノ為メ其子孫ヲ監禁シ若クハ殴打シテ傷ヲ成サ、ル者ハ其罪ヲ論セス

第三百六十六条 人ノ所有物ヲ窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト為シ一月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス  
第三百六十六条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス  
追加第十三条 看守者其看守スル所ノ物件ヲ窃取シタル時ハ三月以上五年以下

第三百六十八條 門戸牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り窃盜ヲ犯シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百六十九條 二人以上共ニ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百七十條 兇器ヲ携帯シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り窃盜ヲ犯シタル者ハ輕懲役ニ処ス

第三百七十二條 田野ニ於テ穀類菜菓其他ノ産物ヲ窃取シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百七十三條 山林ニ於テ竹木礦物其他ノ産物ヲ窃取シ又ハ川沢池沼湖海ニ於テ人ノ生養シ若クハ産業ニ関スル産物ヲ窃取シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百七十四條 牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ窃取シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス

禁錮ニ処ス

旅店主水陸運送人及ヒ其雇人旅客ノ物件若クハ運送ノ物件ヲ窃取シタル時亦同シ

第三百六十八條 門戸牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り窃盜ヲ犯シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百六十九條中「三條」ヲ「四條」ト改ム

第三百七十條へ左ノ一項ヲ加フ  
兇器ヲ携帯シテ二人以上共ニ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ重懲役ニ処ス

第三百七十二條第三百七十三條第三百七十四條削除

ノ重禁錮ニ処ス

旅店主水陸運送人及ヒ其雇人旅客ノ物件若クハ運送ノ物件ヲ窃取シタル時亦同シ

第三百六十八條 門戸牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り窃盜ヲ犯シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス

第三百六十九條 二人以上共ニ前四條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百七十條へ左ノ一項ヲ加フ  
二人以上共ニ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ重懲役ニ処ス

第三百七十二條 削除

第三百七十三條 削除

第三百七十四條 削除



第三百七十八條 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト為シ輕懲役ニ処ス

第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情状アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時

二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

第三百八十條 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ処ス

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ酔迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ輕懲役ニ処ス

論シ輕懲役ニ処ス

第三百七十八條中「輕懲役」ヲ「重懲役」ト改ム

第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情状ノ一個アル者ハ一等ヲ加ヘ其二個以上アル者ハ二等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時

二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

三 道路又ハ船舶ニ於テ犯シタル時

四 夜間門戸牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キテ邸宅倉庫ニ入りタル時

第三百八十條 強盜人ヲ殺傷シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百八十一條中「無期徒刑」ヲ「死刑」ト改ム

第三百八十三條中「輕懲役」ヲ「重懲役」ト改ム

第三百八十三條ノ次ヘ左ノ二條ヲ増加ス

第十八條 暴行脅迫ヲ行ヒ人ヲシテ其權利義務ニ関スル証書類ヲ作り之ヲ授与セシメタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第十九條 強盜未タ行ハスト雖モ途ニ在

第三百七十八條 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト為シ重懲役ニ処ス

第三百七十九條初項 強盜左ニ記載シタル情状ノ一個アル者ハ一等ヲ加ヘ其二個以上アル者ハ二等ヲ加フ

第三百七十九條ニ左ノ二項ヲ加フ

三 道路又ハ船舶ニ於テ犯シタル時

四 夜間門戸牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キテ邸宅倉庫ニ入りタル時

第三百八十條 強盜人ヲ殺傷シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ死刑ニ処ス

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ酔迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ重懲役ニ処ス

論シ重懲役ニ処ス

第三百八十三條ノ次ヘ左ノ一條ヲ増加ス

追加第十四條 強盜未タ行ハスト雖モ途

第三百八十五条 遺失及ヒ漂流ノ物品ヲ拾得テ隠匿シ所有主ニ還付セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ処シ又ハ二月以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

第三百八十八条 家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ負債ヲ増加シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス  
情ヲ知テ虚偽ノ契約ヲ承諾シ若クハ其媒介ヲ為シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百九十条 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ証書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪ト為シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上四十円以下ノ罰金ヲ附加ス  
因テ官私ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減交換シタル者ハ偽造ノ各本条ニ照シ重キニ從テ処断ス

テ捕ニ就キ盜情顕迹アル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス  
第三百八十五条中「三月」ヲ「六月」「二十円」ヲ「五十円」ト改ム

第三百八十八条ニ左ノ一項ヲ加フ  
此条ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス

第三百九十条中「四十円」ヲ「百円」ト改ム

第三百九十五条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス  
第二十条 代理其他ノ名義ヲ以テ印影ヲ押捺シタル白紙ヲ委托セラレ委托以外

ニ在テ捕ニ就キ盜情顕迹アル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス

ノ事件ヲ記載シテ之ヲ使用シ委托者ヲ  
害シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁  
錮ニ処ス

第三百九十九条中「三年」ヲ「五年」「三  
十円」ヲ「百円」ト改ム

第三百九十九条 強窃盗ノ贓物ナルコトヲ  
知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保  
ヲ為シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁  
錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附  
加ス

第四百一条中重禁錮ニ処シノ下左ノ通改ム  
又ハ二円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

第四百一条 詐欺取財其他ノ犯罪ニ関シタ  
ル物件ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏  
故買シ若クハ牙保ヲ為シタル者ハ十一日  
以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二  
十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百七条ヘ左ノ三十字ヲ追加ス  
若シ自己ノ住居シタル他人ノ家屋ヲ燒燬  
シタル時ハ無期徒刑ニ処ス

第四百七条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス

第二十一条 放火ニ因リ他ノ家屋物件ニ  
延燒シ重刑ニ該ル者ハ其重キニ從テ処  
断ス

第三百九十九条 強窃盗ノ贓物ナルコトヲ  
知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保  
ヲ為シタル者ハ一月以上五年以下ノ重禁  
錮ニ処シ三円以上百円以下ノ罰金ヲ附加  
ス

第四百七条 火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬シ  
タル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処  
ス若シ自己ノ住居シタル他人ノ家屋ヲ燒  
燬シタル時ハ無期徒刑ニ処ス

第四百七条ノ次ヘ左ノ一条ヲ増加ス

追加第十五条 放火ニ因リ他ノ家屋物件  
ニ延燒シ重刑ニ該ル者ハ其重キニ從テ  
処断ス

第四百十一条 堤防ヲ決壊シ又ハ水閘ヲ毀  
壞シテ人ノ住居シタル家屋ヲ漂流シタル

第四百十一条 堤防ヲ決壊シ又ハ水閘ヲ毀  
壞シテ人ノ家屋ヲ漂流シタル者ハ無期徒

者ハ無期徒刑ニ処ス

若シ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ  
漂流シタル者ハ重懲役ニ処ス

第四百十三條 他人ノ便益ヲ損シ又ハ自己  
ノ便益ヲ圖ル為メ堤防ヲ決壊シ水閘ヲ毀  
壞シ其他水利ヲ妨害シタル者ハ一月以上  
二年以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二十円  
以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十五條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ  
三日以上十日以下ノ拘留ニ処シ又ハ一円  
以上一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

(中略)

九 人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラサル者  
十 密ニ売淫ヲ為シ又ハ其媒合容止ヲ為  
シタル者

(中略)

十二 定リタル住居ナク平常營生ノ産業  
ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

(下略)

第四百二十九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ  
五錢以上五十錢以下ノ科料ニ処ス

(中略)

五 氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄シタル者

第四百十三條中「二年」ヲ「三年」ト改ム

第四百二十五條中九項十項十二項 削除

刑ニ処シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑  
ニ処ス

第四百二十五條中第十項第十二項 削除

第四百二十九條中五項六項 削除

第四百二十九條第五項 削除

六 官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ為

サル、者

(下略)

右奉 勅旨布告候事

月 日

太政大臣  
司法卿

右奉 勅旨布告候事

月 日

太政大臣  
司法卿

後記 兩草案の閲覧、公表を許された国学院大学図書館の御厚意に深く感謝の意を表す（八月二十日記）。